

平成26年度第3回旭川市子ども・子育て審議会
放課後児童健全育成事業専門部会 議事録

- 開催日時 平成27年2月23日（月）18：30～20：00
- 開催場所 旭川市第二庁舎3階 健康相談室
- 出席者
 - ・ 部会委員 斎藤委員，佐藤委員，菅沼委員，千田委員，松村委員
 - ・ 旭川市子育て支援部こども育成課
堀内課長，こども育成係 八木係長，田上主査，清原，佐々木

○ 議事概要

1 開会

2 報告事項

(1) 「事業を利用できる事由」及び「事業の優先利用」についての答申について

・ 事務局より，旭川市放課後児童健全育成事業の在り方のうち「事業を利用できる事由」及び「事業の優先利用」に係る考え方について（答申）について，第1回，第2回の本専門部会で審議した内容となっていることの確認と，「平成27年度留守家庭児童会入会のしおり」で，答申でいただいた意見のとおりとなっていることを報告。

○部会として報告を受けた。

3 協議事項

(1) 放課後子ども総合プランについて

・ 事務局より，平成26年8月11日に厚生労働省が開催した会議資料に基づいて，「放課後子ども総合プラン」の概要とそれに関わる事業である「放課後児童健全育成事業」と「放課後子供教室」について説明。

(委員)

放課後子供教室は，全ての児童に対して提供されている事業なのか。

(事務局)

国の事業構築では，全ての児童を対象とした事業となっている。学習支援のボランティアと同じように特別支援のボランティアも考えられており，特別な支援を必要とする児童なども放課後に安心して過ごすことができる環境への配慮も求められている。事業の参加については，保護者や児童が相談の上，応募いただくことになる。

(委員)

全ての児童を対象とすることは非常によいことだと思うが，事業を構築する上で連携・協力を得る面などでハードルがあがってしまうと思われる。この事業は，文部科学省の事業で

あるので、生涯学習という観点からも全ての児童を対象とすることになるのは必然だと思うが、放課後子供教室の実施手法は色々な面で現実的でない部分が多いと思われる。一方、現在の留守家庭児童会の実施手法は現実的なものとなっていると思われるので、そういった中で、放課後子供教室を実施しなければならないというのは、難しいと思う。

(事務局)

確かに放課後子供教室は、ボランティア的な方々に支えられている事業であり、ボランティアの意識によって業務の偏りが出るなど、組織的にこの事業を構築し、推進していくのは難しいとの課題から本市では実施をできずにいた。

(委員)

放課後子供教室に参加できる児童は、学校に通っている児童だけという考えでよろしいか。不登校の児童なども対象となるのか。

(事務局)

放課後子供教室に参加できる児童は、地域にいる児童というのが基本の考えにあり、実施場所の学校に通っている児童に限定するものではない。

(委員)

現状での学校の利用状況から考えると、放課後の小学校のグラウンドや体育館はほとんど少年団などで利用していて、小学校を利用するのは現実的ではないように思われる。

(事務局)

小学校を実施場所とするのは難しいと考えているが、国が放課後子供教室と放課後児童クラブの一体的な推進を強く進める考えを示していることと、放課後子ども総合プランを策定しないと留守家庭児童会の国補助金が一部対象とならなくなるため、運営に影響が出かねないという状況もあり、担当課としては、まずは今年度中に放課後子ども総合プランの事業計画を策定し、来年度以降も引き続き具体的な内容について協議・検討していきたいと考えている。

(委員)

実施場所が空き教室となっているが、旭川市の小学校では、30人学級を進めているなど空き教室があるとは思えない。その中で事業を実施するのは現実的ではないと思える。

(事務局)

配布資料「放課後子ども総合プラン」等に係るQ&Aの2ページ目に他の自治体から同様の質問が出ているが、国は、空き教室は増加傾向にあると考えている。しかし、確かに本市の状況は空き教室が増加傾向にあるとは思えないので、国の考えに合致していないと考えている。

(委員)

他の大都市（例えば広島市など）でも放課後子供教室を実施していないところがある。どのような理由で実施していないで済んでいるのか。例えば、放課後児童クラブが充実していて、待機児童がいないため、放課後子供教室を必要としていない、または、そもそも放課後子供教室に魅力がなく（財源的なことも含めて）必要がないと判断したなどの理由があるのか。

(事務局)

詳細を把握しているわけではないが、他の都市でも待機児童がいる状況で実施していないところもある。事業の構築上でコーディネーターなどの配置やボランティアの確保など実施に向けての難しさを感じている市町村があるのかと思われる。

(委員)

文部科学省が強く推進している事業であるので、今までより学校の協力は求められるようになってきているのか。

(事務局)

国からの通知などで協力を促してはいるが、現実的に学校運営上難しい面もある。

(委員)

放課後子どもプランの事業計画を策定しないという選択はあるのか。

(事務局)

次世代育成支援対策推進法が10年延長され、市町村行動計画の策定は任意となっているが、放課後子ども総合プランの事業計画は、市町村行動計画に盛り込むこととなっており、事業計画を定めなければ、放課後児童クラブの一部の補助金が対象とならなくなるという状況になっているため、平成26年度中に事業計画を策定することを考えている。

(委員)

旭川市では、子ども・子育て支援法に基づく、子ども・子育てプランに市町村行動計画を含んで策定しているので、放課後子ども総合プランの事業計画は最終的には子ども・子育てプランに追加することになるのか

(事務局)

そのように考えている。

(委員)

放課後子供教室の実施場所は、空き教室以外も考えられるので、学校以外の場所での実施も考えられるのか。また、授業後の教室利用というのも考えられるのか。そうであれば、学校に相当の協力体制が求められることになると思われる。

(事務局)

いずれの場所での実施も可能となっている。

(委員)

現在の学校の状況等も理解した上、現実的な考えの中で計画を策定していかなければならないと思う。

(2) 旭川市における放課後子供教室について

・事務局より、資料(旭川市において実施した放課後子ども教室モデル事業について)に基づいて、平成19・20年度と実施した内容とその成果、課題や事業を休止した理由などについて説明。

(委員)

資料にある事業の休止理由の最後に、再構築できる事業手法を検討するとなっているが、現時点まで検討して再構築できる手法は見つかったのか。

(事務局)

人材や場所の確保についての具体的な手法は見つかっていないため、今後、事業実施に当たってはモデル事業で実施したときの課題について十分な議論を踏まえながら、事業を実施していくことが必要と考えている。現時点では、留守家庭児童会の一つの取組として、児童センターを活用したモデル的な事業を実施するなど、既存施設を活用した放課後の子どもの居場所づくりについて模索しているが、放課後子供教室の課題については、まだ整理できていないと認識している。

(委員)

実際の活動内容はどのようなものだったのか。

(事務局)

各教室でプログラムを作成し、事前配布で子どもたちに案内していた。具体的な活動のプログラムはその教室のコーディネーターが作成し、例えば具体的なゲームの内容であったり、ボランティアの方に昔の遊びなどを子どもたちに教えてもらったり、一緒に遊んだり、生活習慣の決まり事であったり、開催日には一日の流れなどを必ず作成して実践していた。

(委員)

アンケートの結果から保護者は学習指導をあまり望んでいなかったようだが、過去の事例でも、学習指導を実際の活動でもあまり行っていなかったのか。現在では、学習支援についてのニーズが高いように思う。

(事務局)

学習支援の時間も設けていたが、どちらかという遊びを中心としたプログラムであった。学校での学習を放課後に支援するというよりは、子どもたちの遊び場づくりを念頭に実施していた。今回は、当時より学習支援について強く出ているが、それは国の制度として、放課後子供教室は放課後児童クラブと一対の事業として構築されているとともに、一方で、学校・家庭・地域の連携事業という中にも組み込まれており、例えば土曜日の教育活動や学校支援地域本部（学習支援や子供の安全確保を地域住民が参画して行う事業）と合わせた事業構築がされていることにも因ると考えている。

(委員)

専門的な学習支援を求められるとボランティアでは対応できないことが出てくると思う。

(委員)

個人的な感想ではあるが、放課後や土曜日についても子どもたちの居場所が学校となってしまうと、子どもたちの居場所が、学校という限られた場所となり、広い世界の中の非常に狭い場所だけの活動となってしまうのも心配の一つにある。

(委員)

そもそもどうしてボランティアが対応する事業構築になっているのか。

(事務局)

国で事業を構築した当時、団塊世代の退職を想定しその方々をボランティアとして活用すること、高齢者の方の知識を若い世代に伝えていくこと、学校を学校教育としての場だけでなく地域の方の交流の場として活用すること、専門的な職員が預かるのではなく地域の方に関わってもらうことなどを考慮して事業構築したものと考えられる。ただ、他市で実施している放課後子供教室では、ボランティアではなく専門的な職員を配置しているところもあり、例えば、民間事業者が専門的な職員を雇用したり、英語塾的な機能を付加したりして、運営を担っているところもある。専門的な職員の人件費は、国の事業スキームに合致しないため、国の補助対象とならずその自治体の負担になっている。

(委員)

利用者からの負担徴収は行わないのか。

(事務局)

基本的に参加費を徴収しないという事業構築のため、実費徴収以外には行わない。そのため、国の補助対象とならない分については、市町村の負担となる。

(委員)

今の保護者は、何かをしてもらうのが当たり前と考えている方も多く見受けられる。実際に子育てサロンに参加している保護者の中にもそういう方がいる。行政が無料で実施したり、ボランティアの方が何でもしてあげるとするのは少し違うと思う。

(委員)

塾などに通えない子どもたちに、放課後を利用して、大学生や退職した教員などが勉強を教えて、手助けしていくというのも、ひとつの事業の在り方だと思う。

(委員)

子どもを参加させる手続としては、放課後子供教室の方が容易となっているのか。

(事務局)

放課後子供教室の参加には要件がないため、手続は簡易な利用登録だけでよくなる。利用要件がないため、放課後子供教室を実施することで、保護者の就労時間によっては、留守家庭児童会の利用まで必要ないという児童も出てくる可能性があり、待機児童の解消を図る事業となることも考えられる。一体的に事業を実施することで、留守家庭児童会を利用している児童と放課後子供教室に参加している児童が一緒に過ごすことができる事業形態となっている。

(委員)

一体型のイメージは、幼保一体型と同様のものとなっているようだ。就学前の事業の考えが就学後でも同じようになっていると理解できる。この事業は就学前の事業と同様に内閣府の事業なのか。

(事務局)

放課後子供教室は、文部科学省の事業であり、放課後児童クラブは、子ども・子育て支援新制度では地域子ども・子育て支援事業となり、予算については内閣府の予算、事業の所管は厚生労働省となる。

(3) 市町村行動計画に盛り込むべき内容について

・事務局より、次回の審議会では調査・審議いただく次の7点について説明。

- 1 放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量
- 2 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量
- 3 放課後子供教室の平成31年度までの整備計画
- 4 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
- 5 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策
- 6 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
- 7 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

(委員)

他市で放課後子ども総合プランを策定済みのところがあれば、参考に見せていただきたい。

(委員)

次の3点についてお願いがあり、検討いただきたい。

- ①今後、放課後子ども総合プランの策定や推進に当たり、教育委員会と子育て支援部の連携を密にしていきたい。
- ②小学校長会としては、教育委員会と旭川市が実施すると決めれば協力するスタンスであり、具体的なことを決定してから小学校長会に示してほしい。
- ③事業の実施校の決定に当たっては、小学校長会及び実施校と丁寧な話し合いを行ってほしい。事業の実施に当たり、市と学校の考え方にズレがあると事業の実施に多くの影響が出ると思われる。

3 閉会